

公共係船施設利用規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人浜名湖総合環境財団（以下「財団」という。）が管理する公共マリーナ、公共係留施設及び舞阪 PBS 係留施設（以下総称して「公共係船施設」という。）の利用等に関し、施設を利用する全ての者が遵守すべき事項を定め、秩序ある施設利用を図ることを目的とする。

(利用契約及び使用許可)

第2条 公共マリーナ及び公共係留施設を利用しようとする者は、財団と施設利用契約を締結しなければならない。ただし、共同契約は当初契約時に限り認める。

2 舞阪 PBS 係留施設を使用しようとする者は、静岡県の施設使用許可を受けなければならない。なお、舞阪 PBS 係留施設については共同での使用許可を認めない。

(契約者の資格)

第3条 利用契約の対象となる者は、静岡県河川管理条例第2条第1項の規定に基づき静岡県知事への通航届出を行い、安全講習を受講し、かつ財団に船舶を登録した者とする。

(契約者への通知)

第4条 共同契約の場合、財団からの通知その他の連絡は代表契約者に対して行う。契約事項の変更についても原則として代表契約者に通知する。

2 代表契約者は、通知等を受領したときは直ちに他の共同契約者に通知しなければならない。代表契約者に対してなされた通知等は、他の共同契約者に対してなされたものとみなす。

(契約船)

第5条 契約者は、公共係船施設に係留する船舶（以下「契約船」という。）を定め、財団に報告しなければならない。契約船は、契約者が所有権を有する船舶に限る。

2 ディンギー、水上バイク、漁船及び船舶登録をしていない船舶は、利用契約の対象としない。

3 河川管理者から受け入れの要請があった場合は、協議の上、受け入れの可否を決定する。

(船舶の長さ)

第6条 船舶の長さは、日本小型船舶検査機構（JCI）に登録された登録長（以下「登

録長」という)を適用するものとする。

- 2 申請時には、船舶検査手帳、登録事項証明書その他登録長を確認できる書類を添付しなければならない。
- 3 登録長が8メートルを超える船舶は収容の対象としない。ただし、当該船舶についてJCIの測度長が登録長より短く、その測度長が8メートル以下であると認められる場合は、収容の可否を財団と協議のうえ決定する。

(係留の方法)

第7条 契約者は、自己が所有する契約船の係留を目的として公共係船施設を利用するものとする。

- 2 船舶の係留位置は財団が指定する。指定位置は財団の都合により変更することができるものとする。
- 3 契約者は、台風、津波、洪水等により被害が予想される場合、公共係船施設内外を問わず他の船舶や他の施設に影響を及ぼさないよう、衝突防止、流出防止等の十分な措置を講じなければならない。
- 4 船舶の移動を希望する場合は、事前に財団と協議し、財団の指示に従わなければならぬ。

(備品の設置)

第8条 契約者は、船舶安全法に基づく安全備品等を船舶に備えなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第9条 契約者及び契約者の関係者(以下「関係者」という。)は、公共係船施設内並びに付近住民や漁業者に迷惑又は損害を与えないよう、常に騒音、迷惑駐車、安全、油流失、衛生面等に留意しなければならない。

(営業行為の禁止)

第10条 公共係船施設内において、財団の許可を受けた者以外は、もっぱら営業を目的とした行為(遊漁船の営業等)及びこれに準ずる行為をしてはならない。

(係留杭等の管理)

第11条 契約者は、係留杭、係船リング、Yブーム等の係留設備の日常管理(係船リングの取り付けや取り外し及び牡蠣殻・フジツボ等の除去を含む。)を自己の責任において行わなければならない。

- 2 契約者は、係船ロープその他必要な資材を自ら用意しなければならない。

(施設の入場制限)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合、公共係船施設への入場を制限する。

- (1) 台風、津波、高潮、洪水等の不可抗力による場合。
- (2) 河川管理者の要請がある場合。
- (3) 財団又は河川管理者が実施する施設工事、河川浚渫等の工事を行う場合。
- (4) その他、財団が必要と認める場合

(公共マリーナの利用時間)

第 13 条 利用時間は原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。

- 2 契約者は自己の責任において、前項の時間外も利用することができるが、安全航行の確保及び周辺住民の生活環境への配慮を優先し、極力控えるものとする。
- 3 日常のマリーナ門扉の開閉は財団の管理委託者が行う。契約者には入退場用の番号を通知し、当該番号の管理は契約者の責任とする。

(公共係船施設内航行時のルール)

第 14 条 公共係船施設内で船舶を航行する場合は、次の港内ルールを遵守しなければならない。

- (1) 施設内及び航路はスロープ航行とする。
- (2) 施設内及び航路は右側通航とし、並列航行及び追越しを禁止する。
- (3) 出港船を優先とし、出港船は右小回り、入港船は左大回りとする。
- (4) 施設出入口付近では一旦停船して安全を確認する。

(スロープの利用)

第 15 条 契約している公共係船施設のスロープは、契約船のために利用を認める。ただし、公的機関（警察署、消防署、海上保安庁等）が利用を必要とする場合はこれを優先する。日常は施錠しているため、使用の際は財団に申し出るものとする。

(防災用桟橋等の利用)

第 16 条 契約している公共係船施設の防災用桟橋は、防災を目的とした利用を優先するため、財団が許可したもの以外の利用を制限する。

- 2 一時係留桟橋は契約者が利用できるが、公的機関（警察署、消防署、海上保安庁等）が利用を必要とする場合はこれを優先する。
- 3 その他の利用は財団の許可を得なければならない。

(船長の責任)

第 17 条 船舶の出航に際しては、船長は当日の海象・気象を十分に把握し、船舶の安

全点検及び乗員の救命胴衣着用等、事故防止に努め安全航行を行わなければならない。

(公共係船施設利用料)

第 18 条 契約者は、財団が別表に掲げる公共係船施設利用料を財団に納付しなければならない。

- 2 消費税率の変更等に伴う利用料の改定は、年度途中であっても行うことができる。
- 3 財団の都合による利用料改定は、契約者に対してあらかじめ通知を行った上で、原則として年度の初めに実施する。
- 4 契約船がない場合は、財団の許可を得た上で、契約書に記載された契約者の住所を基準に県内・県外を区分し、当該契約に係る公共係船施設の最低利用料を適用することができる。

(利用料の支払い)

第 19 条 利用料の支払いは、契約者以外の第三者が行うことができる。第三者による支払いを希望する場合は、事前に財団と協議の上、書面で申請しなければならない。

- 2 第三者が支払いを行った場合であっても、利用料の未納その他の不都合が生じたときは、契約者がその責を負うものとする。
- 3 第三者による支払いであっても、郵送物等の送付先は契約者とし、第三者への送付は行わない。

(利用料の減免)

第 20 条 利用料について、理事長が特に認める場合は、利用料の全部又は一部を減免することができる。

(損害賠償)

第 21 条 契約者及び関係者は、故意又は過失により財団又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負わなければならない。

(事故報告)

第 22 条 契約者及び関係者は、漁業者その他第三者との間で紛争又は事故が生じたときは、速やかにその内容、発生場所、発生時刻、相手方の名称その他必要な事項を財団に報告しなければならない。

(利用契約内容等の変更)

第 23 条 契約者は、船舶、住所その他契約内容に変更が生じた場合、利用料の変更を伴うことがあるため、速やかに様式第 1 号（公共係船施設利用契約及び船舶に関する

変更申請書)を提出しなければならない。

- 2 住所の変更、船舶の長さ又は幅の変更に伴う新たな利用料は、当該変更が生じた日の翌月から適用する。
- 3 利用料の差額が生じた場合の返金は、申請月の翌月に契約者指定の口座へ振込むものとする。

(利用契約の解約)

- 第 24 条 契約者が利用契約を解約する場合は、当該解約の日の 1か月前までに様式第 2 号（公共係船施設利用契約解約届出書）を提出しなければならない。
- 2 契約者は、解約の日までに、船舶及び当該係留場所にある私物を公共係船施設から撤去しなければならない。
 - 3 契約者が死亡して契約が終了する場合、相続人は速やかに様式第 2 号（公共係船施設利用契約解約届出書）及び死亡を証する書類を提出しなければならない。係留船舶の相続人を確定できないときは、1人以上の法定相続人が代表して署名・提出することを認める。相続人は、併せて係留場所から船舶及び私物を撤去しなければならない。
 - 4 契約者が病気その他の事由により記載が困難な場合には、三親等以内の親族による代筆を認める。

(契約者の承継)

- 第 25 条 契約の承継は、次の各号のいずれかに該当する場合に認める。承継を行う場合は、事前に財団と協議し、書面で申請しなければならない。
- (1) 単独契約者が病気その他の理由により親族に承継する場合、承継できる範囲は三親等以内とし、契約者本人との関係を証明する書類（戸籍謄本、住民票等）を提出すること。
 - (2) 法人契約者は、登録されている役員又は監査役に承継できるものとし、法人登記簿謄本及び法人印鑑証明を提出すること。逆の承継もこれに準ずる。
 - (3) 契約者（個人・法人を問わない）が養子縁組、合併、社名変更その他の理由により名義変更を行う場合は、変更前後を証する書類を提出すること。
 - (4) 共同契約者がいる場合の契約の承継は、共同の順位に関係なく承継できるものとする。

(船舶保険の加入)

- 第 26 条 契約者は、事故による損害賠償に備え、あらかじめ適正な損害賠償責任保険等の船舶保険に加入しなければならない。少なくとも対物賠償及び捜索救助に関する補償を含む保険に加入すること。

(通知義務)

第 27 条 契約者及び関係者は、緊急時の連絡先を記載した様式第 3 号（緊急連絡先届出書）を財団に提出しなければならない。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに様式第 3 号（緊急連絡先届出書）を再提出しなければならない。

(規則違反に対する措置)

第 28 条 契約者及び関係者が本規則に違反したときは、財団は速やかに違反是正の勧告、契約解除その他必要な措置を講じるものとする。状況に応じて船舶の強制撤去を行うことがある。

(委任)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、公共係船施設の利用に関し必要な事項については、財団理事長が個別に判断する。

(舞阪 PBS 係留施設に関する特例)

第 30 条 各条文における「公共マリーナ」に関する規定は、特段の定めがある場合を除き、舞阪 PBS 係留施設に準用するものとする。

2 舞阪 PBS の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）については、本規則中における次の語句は、それぞれ次の語に読み替えて適用するものとする。

「利用契約」 → 「使用許可」、「契約者」 → 「使用者」、「契約船」 → 「使用船」、「解約」 → 「終了」、「利用料」 → 「使用料」、「契約書」 → 「使用許可書」。

3 舞阪 PBS 係留施設の使用には、別に定める舞阪 PBS の使用に関する条件（以下「PBS 条件」という。）が適用される。PBS 条件と本規則が相違する場合は、原則として PBS 条件を優先する。

4 使用者は、第 11 条に定める係船リングを自ら用意するものとする。

別表（規則第18条関係）

公共係船施設利用料

(単位:円)

| 施 設 区 分 | 船舶登録長 | 県 内 | 県 外 |
|---------|----------|---------|---------|
| | | 年 額 | 年 額 |
| 公共マリーナ | 6m以下 | 86,900 | 104,500 |
| | 6m超~8m以下 | 124,300 | 148,500 |
| 公共係留施設A | 6m以下 | 73,700 | 88,000 |
| | 6m超~8m以下 | 94,600 | 113,300 |
| 公共係留施設B | 6m以下 | 57,200 | 68,200 |
| | 6m超~8m以下 | 73,700 | 88,000 |

* 県外在住者の利用料は、県内在住者の利用料の二割増とする。

* 利用料の算定基礎となる船舶の長さは、日本小型船舶検査機構（JCI）に登録された登録長を適用するものとする。

* 登録長が8メートルを超える船舶の入艇は認めないものとする。

(単位:円)

| 施 設 区 分 | 条件 | 船舶登録長 | 県 内 | 県 外 |
|---------|----|----------|---------|---------|
| | | | 年 額 | 年 額 |
| 舞阪P B S | 1種 | 6m以下 | 63,800 | 75,900 |
| | | 6m超~8m以下 | 95,700 | 114,400 |
| | 2種 | 6m以下 | 127,600 | 152,900 |
| | | 6m超~8m以下 | 191,400 | 229,900 |

* 条件

1種：2種に該当しないプレジャーボート

2種：船幅が2.3m以上かつ投影面積（船長×幅）が13m²以上のプレジャーボート

* 県外在住者の利用料は、県内在住者の利用料の二割増とする。

* 利用料の算定基礎となる船舶の長さは、日本小型船舶検査機構（JCI）に登録された登録長を適用するものとする。

* 登録長が8メートルを超える船舶の入艇は認めないものとする。